

住吉総合福祉センター 障がい通所事業部
(指定生活介護事業)
契約書別紙

社会福祉法人 ライフサポート協会

「指定生活介護事業」利用契約書別紙

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人ライフサポート協会 住吉総合福祉センター障がい通所事業部(以下「事業者」といいます。)は、利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

第1章 個別の契約内容

第1条 契約支給量

月利用回数	回
-------	---

第2条 利用曜日・時間・その他のサービス利用

	利用	通所利用時間	入浴利用		食事提供		送迎	
月	☐	～	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし
火	☐	～	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし
水	☐	～	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし
木	☐	～	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし
金	☐	～	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし	☐ あり	☐ なし
曜日不定の利用の場合			☐ あり		☐ あり		☐ あり	

※土曜日・国民の祝日の利用時は別途確認をする

第3条 上限額管理

上限額管理	有
	無

第4条 ご家庭より持参の食事についてのとりあつかいについて

☐ご家庭より持参の昼食をとることがある。その場合下記の確認をする

☐施設提供の給食を利用する

ご家庭からの持参の食事をとられる場合、家庭で調理したものは当日朝に調理したものを持参し、施設側は保冷に準じる保管を講じるが、食事の事故発生時は、施設の責任を問わないものとする。

調理済みの商品を購入して持参される場合は、家庭側で品質保持期限時間以内の確認をした上で持参をする。保管については施設側が保冷に準じる保管を講じるが、食事の事故発生時は、施設の責任を問わないものとする。

第2章 利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報のついては、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、障害者自立支援制度に関する法令に基づき私に行う指定生活介護サービスを円骨に実施する為、下記に記す場合においてのみ使用する。

- ① 担当国会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合
- ② 緊急時における医療機関への情報提供が必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手先、内容等を記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・ その他の情報

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業所名 社会福祉法人ライフサポート協会
住吉総合福祉センター 障がい通所事業部

事業所住所 大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 8 番 3 号
法人住所 大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 10 番 15 号

代表者氏名 理事長 藤本 俊彦 印

事業課長 石田 信彦
管理者・サービス管理責任者 小枝 庄治

利用者住所

氏 名 印
※代筆の場合、代筆者の住所・氏名を併記すること

代理人住所

氏 名 印
続 柄

住吉総合福祉センター障がい通所事業部
(指定生活介護事業)

契約書

社会福祉法人 ライフサポート協会

「指定生活介護事業」利用契約書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人ライフサポート協会 住吉総合福祉センター障がい通所事業部 (以下「事業者」といいます。)は、利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、障害者自立支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までです。

(個別支援計画)

第3条 サービス管理責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て個別支援計画を作成します。

(2) 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。

(3) 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

(サービス内容)

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については第2章の通り契約をします。

2 サービス提供は、事業所の生活支援員、看護職員等の従事者が当たります。

3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。

4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

(利用料金)

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

2 事業者は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前5条に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月24日までに送付します。

3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月末日までに支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

(生産活動と工賃の支払)

第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

2 利用者の心身の状況や意向、適性、障がいの特性、その他の事情を踏まえて行います。

3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。

4 生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備など安全に配慮して行います。

5 事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者に支払います。

(他のサービス提供者との連携)

第8条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市区などの行政のほか、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

(説明義務)

第9条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

(サービス利用のキャンセル)

第10条 利用者は、サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の1日前までに申出のない場合、利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として実費相当額を事業者を支払うものとします。

(相談及び援助)

第11条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第12条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

第14条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第16条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

(秘密の保持)

第17条 事業者は、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第18条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることができます。または、「重要事項説明書」に記載された運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第19条 利用者は、指定生活介護の利用の契約を終了する場合は30日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合

(2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し期間を定め再三催告にもかかわらず支払わない場合

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員

に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (5) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第20条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第21条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第22条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業所名 社会福祉法人ライフサポート協会
住吉総合福祉センター 障がい通所事業部

事業所住所 大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 8 番 3 号
法人住所 大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 10 番 15 号

代表者氏名 理事長 藤本 俊彦 印

事業係長 北林 正師
管理者・サービス管理責任者 小枝 庄治

利用者住所

氏 名 印
※代筆の場合、代筆者の住所・氏名を併記すること

代理人住所

氏 名 印
続 柄